

1. 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料（法第11条第1項・法第12条第2項）

（1）住宅部分

表1（※1）

区分		判定申請手数料（円）	
建物用途	規模	標準計算法	仕様基準・計算併用法
	床面積（㎡）		
一戸建ての住宅	～ 200未満	35,000	26,000
	200以上 ～	39,000	28,000
共同住宅長屋	～ 300未満	70,000	52,000
	300 ～ 2,000未満	118,000	88,000
併用住宅等（※2、3）	2,000 ～ 5,000未満	201,000	153,000
	5,000以上 ～	288,000	223,000

（2）非住宅部分

表2（※1、6）

区分		判定申請手数料（円）		
建物用途	規模	（ア）		（イ）
	床面積（㎡）	モデル建物法	標準入力法他	工場・倉庫等（※4）
非住宅部分（※5）	～300未満	89,000	233,000	9,700
	300～1000未満	113,000	292,000	16,000
	1000～2000未満	149,000	377,000	27,000
	2000～5000未満	242,000	539,000	82,000
	5000～10000未満	316,000	664,000	130,000
	10000～25000未満	380,000	785,000	164,000
	25000以上～	446,000	895,000	206,000

※1 上記表は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの判定申請手数料表です。部分ごとに合算した額が認定申請手数料の額となります。

※2 共同住宅の床面積には、共用部分の床面積を含みます。

※3 共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を指します。

※4 工場における生産エリア、倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室、データセンタにおける電算機室、大学、研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室等で、一次エネルギー評価対象設備が照明のみまたは評価対象設備がない用途の建築物を指します。

※5 非住宅の部分とは、住宅の用途に供する部分以外の部分を指します。（例：店舗、事務所等）

※6 非住宅部分に※4の用途が含まれる場合、（ア）と（イ）の合算したものが手数料となります。ただし、全体を（ア）で評価した場合の手数料が（ア）と（イ）の合算額を下回る場合は、全体を（ア）で評価した場合の手数料の額とします。

（3）建築確認の一部として省エネ仕様基準の審査を行う場合

（確認申請手数料に上乗せする手数料 ※省エネ適判不要）

表3

区分		確認申請手数料に上乗せされる申請手数料（円）
建物用途	規模	仕様基準
	床面積（㎡）	
一戸建ての住宅	～ 200未満	17,000
	200以上 ～	19,000
共同住宅長屋	～ 300未満	33,000
	300 ～ 2,000未満	58,000
併用住宅等	2,000 ～ 5,000未満	105,000
	5,000以上 ～	160,000

2. 建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更判定申請手数料（法第11条第2項・法第12条第3項）

（1）住宅部分

住宅部分の変更判定申請手数料 ＝ 表1で求める額×0.5（※1）

（2）非住宅部分非

非住宅部分の変更判定申請手数料 ＝ 表2で求める額×0.5（※1）

※1 上記は非住宅部分と住宅部分の区分ごとの変更認定申請手数料表です。変更認定申請に係る部分で合算した額が変更認定申請手数料額となります。また、合算した額に100円未満の端数がある場合は、100円未満を切り捨てた額が変更認定申請手数料額です。

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定の軽微な変更に関する証明書の交付手数料（施行規則第13条）

上記2と同様

★「法」とは、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」のことを指します。